

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	琴浦町
実施期間	令和3年度～令和5年度

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

令和3年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	ニホンジカ	ニホンジカ 41頭	琴浦町		・緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。
侵入防止柵の設置	イノシシ	WM柵 H=1.2m L=2,500m WM柵 H=1.2m L=1,920m WM柵 H=1.2m L=980m 電気柵 2段 L=330m	琴浦町	WM柵 R4.3.20 R3.7.25 R4.3.20 電気柵 R3.8.29	・侵入防止柵の整備(MW柵：3地区、電気柵：1地区)及び捕獲わなを設置し、一体的な運用を行った。 ・加害個体の捕獲により、整備地区における農業被害が軽減した。

令和4年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	イノシシ・ニホンジカ	イノシシ 151頭 ニホンジカ 36頭	琴浦町		・緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。
侵入防止柵の設置	イノシシ	WM柵 H=1.2m L=980m WM柵 H=1.2m L=1,326m 電気柵 2段 L=1,660m 電気柵 2段 L=2,242m	琴浦町	WM柵 R5.3.1 R4.8.2 電気柵 R4.8.2 R4.8.2	・侵入防止柵の整備(MW柵：2地区、電気柵：2地区)及び捕獲わなを設置し、一体的な運用を行った。 ・加害個体の捕獲により、整備地区における農業被害が軽減した。

令和5年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	イノシシ・ニホンジカ	イノシシ 272 頭 ニホンジカ 64 頭	琴浦町		<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは猟期中も対象となったこともあり前年度比 183%、シカは前年度比 188%の捕獲となった。 ・緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。
侵入防止柵の設置	イノシシ	WM 柵 H=1.2m L=540m	琴浦町	R6. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の整備(MW 柵:1 地区)及び捕獲わなを設置し、一体的な運用を行った。 ・加害個体の捕獲により、整備地区における農業被害が軽減した

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備考
イノシシ	107 a	74 a	200 a	-282%	
カラス類	84 a	58 a	0 a	323%	
イノシシ・カラス類による農作物被害軽減(70%) 合計	191 a	132 a	200 a	-15%	未達

4 総合評価

<p>琴浦町における鳥獣被害は被害面積 (R3 : 263 a、R4 : 178 a、R5 : 200 a) からは、緩やかな減少傾向にある。</p> <p>侵入防止柵の整備地区では被害は低減したが、未整備地区の被害が多発し、特に令和5年度は酪農家による自給飼料の需要の高まりから、作付けした飼料用トウモロコシの被害が複数個所で発生しており、また被害区域が広域化した等の要因により、鳥獣被害防止計画の目標が未達となった。</p> <p>また、有害捕獲頭数はイノシシ(R3 : 207 頭、R4 : 162 頭、R5:297 頭)、ニホンジカ(R3 : 33 頭、R4 : 34 頭、R5:64 頭)と共に増加傾向にある。</p> <p>このことから、被害軽減のためには、侵入防止柵の整備強化及び適切な管理による侵入防止効果の維持のほか、策と捕獲わなの一体的な運用による捕獲効率の向上、地域の意識啓発による集落全体での鳥獣被害軽減に向けた取り組みが必要である。</p>

5 第三者の意見

これまで農作物被害の少なかった平野部においてタヌキ、イノシシ等が出没するようになり被害が発生している。（タヌキは特にとうもろこしの被害が多い）このことを踏まえ、侵入防止柵やワナ等の設置をしていかなければと生産者は危機感を持っている。シカも同様に平野部の下郷地区で見られるようになり有害個体の捕獲をさらに強化しなければならないと感じている。

琴浦全域での農作物被害の軽減に繋がっていくように早期の対策が必要である。有害個体の捕獲を図るために、ワナ等をしかけることの出来る資格取得者に対する助成も必要である。（北栄町の事例を参考に）

（指導農業士 丸山 環）

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び別記8の第6の1の(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。(別紙)

